

「散歩など頼んでいない、転倒事故は施設の責任だ」

■「転倒しなければそれで良い」と言う息子

Aさんは要介護2のグループホームの入所者(72歳女性)で、歩行は自立しています。ある日、数人の利用者と近所の公園に散歩に行きましたが、公園の手前で転倒してしまいました。職員は近くを歩いていましたが支えられませんでした。すぐに息子さんに謝罪し、受診をすると大腿骨骨折と診断されました。息子さんは、「散歩など頼んだ覚えはない。勝手に散歩をさせたのだから、治療費など施設が負担するべきだ。うちは治療費など出す余裕はない」と言って賠償金を要求されました。

施設長は「散歩も家事もできることはやっていたのが、施設の介護方針です。家に閉じこもっていても、生活の質が下がってしまいます。介護計画書でもご説明した通りです」と反論しました。息子さんは「介護計画なんていない。転倒しなければそれでいい。できるだけ歩かせないでくれ、余計なお世話だ」と主張します。「歩かせなければ歩く機能を失います。自立支援は私たち施設の大切な理念です」と説明をしましたが話は平行線です。息子さんは「母は僕の迷惑になることを望んでいる訳がない」とまで言いました。

自立支援は施設の方針ではなく介護保険制度の理念

■利用者から生活を奪おうとする家族

介護保険制度は社会保障制度であり、給付抑制のために被保険者の努力を促します。たとえば、失業保険の給付を受けるためには再就職の努力をしなければなりません。同様に介護保険制度にも「介護予防」「自立支援」という理念があり、自分でできることはその能力を維持できるように促します。

ところが、活動的に生活すれば転倒などの生活の危険も増えてしまいます。このような生活上の避けられない危険を嫌い、高齢の家族の生活行為を制限しようとする家族がいます。この息子さんも居宅では「転んで骨折でもしたら困るから座つといて」と、行動制限をしていたのかもしれませんが。このような場合、施設が自立支援に熱心に取り組むことを嫌い、本事例のように生活行為によるケガなどを施設の責任と考えるケースがあります。

では、このような自分の都合で親の生活を犠牲にしていると考えてはいない家族に対して、施設としてはどのように対処したら良いのでしょうか？前述のように介護保険は社会保障制度であり、その利用には当然制約があることを理解してもらわなければなりません。利用者の生活の質を維持するのは、施設の介護方針ではなく、介護保険制度の理念なのです。身体拘束の説明などでも「施設の方針」と説明する施設がありますが、このようなケースには、介護保険制度の「決まり」と説明した方が、強制力が伝わる場合もあります。

■家族に支える資力がない場合

また、本事例の息子さんも言っていますが、「治療費を出す余裕など一切ないので、ケガをさせないでくれ」という家族もいます。働いて親を支えるべき世代に貧困が広がっていることもあり、親の年金が少なければ「ない袖は振れぬ」と、結果的に親の生活を縛ることになる場合もあるのです。このように世帯全体で生活が立ち行かなくなるような場合には、介護保険制度以外の社会扶助制度を使って少しでも親の生活権を脅かすような、しわ寄せがないように配慮する必要があります。勤労者の貧困が社会問題になっており、今後もこの傾向は広がるものと思われます。最悪の場合、入所施設は「家族から利用者をどのように守るのか？」という選択を迫られるケースも多くなるのではないのでしょうか？



発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 森田・山口 TEL 050-3462-6444

監修 株式会社安全な介護 代表 山田 滋

担当課・支社 代理店